

## 第1回 八尾市男女共同参画推進にかかる条例検討委員の会 会議録(要旨)

1 日時 平成21年6月18日(木) 午前10時～12時

2 場所 八尾市役所本館6階 大会議室

3 出席者 別紙

4 会議内容

(1) 委嘱状の交付

田中市長 挨拶

委員の紹介

(2) 議事

座長・副座長の選出

座長・副座長の挨拶

検討方針について

条例案について

今後のスケジュール

5 議事内容

### **案件1** 座長、副座長の選出について

事務局から座長・副座長の選出について諮ったところ、事務局一任との意見があり、座長にジャーナリストの細見三英子さん、副座長に大阪女学院大学准教授の関根聡さんをお願いすることとなった。

<座長> (就任の挨拶)

<副座長> (就任の挨拶)

### **案件2** 検討方針について

<座長>中身の濃い会議にして、いい条例をつくっていくために、皆さんと一緒に頑張りたいと思います。

それでは、案件2ということで、スケジュールも含め、皆さんと共通の土台として認識しておかなければならないことを、事務局から説明をお願いします。

<事務局>皆さん方に条例内容について検討していただくうえで、まずベースとなるものを知っていただきたく、男女共同参画に向けて国、府、八尾市は、今までどのようなことをしてきたのか、説明させていただきたい。

**第2次やお女と男のはつらつプランのP77を参照して、国連・国・八尾市の取組概要を説明**

<座長>それでは、スケジュールの説明もお願いします。

添付資料：(仮称)八尾市男女共同参画推進条例 検討方針 説明

〈座 長〉ありがとうございました。それでは、今、お話いただいた全体の中で質問や、もう少しここを聞きたいなど、皆さん方の御意見をお聞きしたいと思います。まず、初めに私から。男女共同参画推進条例は各自治体で、大阪府下では堺、池田、大阪市など15の市と2町で既に設定されていますが、条例の意味というか、条例を制定することによって、どのようなメリットがあったのか。八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例の時にもそうだったかと思うのですが、どういうふうにかえたらいいのでしょうか。

〈委 員〉今回の男女共同参画推進条例は、基本的には八尾市の理念を、八尾市はこう考えるということを広く示すということが目的ですので、逆に申しますと、具体的にこういった措置をとるといった具体的なレベルのことはここには書かない。あくまでも、八尾市としてこういうふうな方向で進めていくということを明らかにするのが趣旨であると思います。そうしますと、「やお女と男のはつらつプラン」について先ほど事務局から説明がありましたように、これは計画であって、行政レベルで基本的には高めていくものですから、それを八尾市議会の方で最終的に条例という形で決められるということは、八尾市としてきちんとかいような方針でやっていきたいと思いますということを明確にする、という意味が非常に多くなろうと考えます。

〈座 長〉ありがとうございます。まちづくり条例の時は、例えば参考になることとか、こういうことをもっとやればよかったということはあるですか。

〈委 員〉まちづくり条例の場合には、基本的には市民参加のための基本的なありようを定めるという性質の条例でしたので、個々の施策の中身を決めるということではなくて、市と市民との関係や、市と事業者との関係をどうしていくかという全体像を描くための条例でしたので、ちょっと今回の条例とは質が違うという印象があります。

〈委 員〉「条例って何かな」と思っていたのですが、男女共同参画とは、八尾市の行き方の全部にかかっているように思います。そういう意味では、条例を作ろうということは、ある意味すごく良いこととか、すばらしいことですね。私たちの生き方も、もちろん子育てにも教育にも全部に関わってくるのだと思います。

〈座 長〉皆さん、様々な活動をされている中で、〇〇推進条例など、いろいろなところでお聞きになったりするかと思うのですが、八尾市でこのような条例を作りたいとか、作ろうとか、現場の意見はどのようなものでしょうか。

〈委 員〉今までだったら色々なことに男の人が主体となっていることが多かったですね。でも最近では、トイレにしても、女の人のところには赤ちゃんを座らせる設備がありますが、男の人のトイレにはそのようなものがないというのがこれまででしたが、子ども連れは女性ばかりでなく、男性も子どもの世話をするので、そのような設備を整えるよう、そんな条例をつくっては、と思います。難しいかとは思いますが。

〈座 長〉例えば、トイレにそういうベビーシートがあるというのは、駅だったら駅の管理者、お店だったらお店のオーナーさんの発想によるわけですね。

八尾市の条例で会社を経営している方とか、そういう公の場所について、共同参画を進める一つの策として、トイレのあり方をどのように感じるのか、考えるのかということを、この条例で一つずつ気付いていただければいいですね。

ところで、市役所の男性トイレにはそのような設備はありますか。

<事務局>あります。

<座長>使われているのですか。

<事務局>確認ができていませんが、条件は整っていると思います。

<委員>最近、赤ちゃんのおしめを換えられるとか、設備が整った男子トイレも増えてきましたね。

<委員>私は使っています。

<座長>そのようなことも、条例ができることによって、思いが行くようになれば一番いいですね。ところで、自己紹介の時に言うておられましたが、働く女性を採用しているけれど、優秀だけでも辞めてしまうというのは、非常に残念ですね。どうしてなのでしょう。

<委員>同じ社員同士の結婚でしたらそういったことはないのですが、社員以外の人と結婚されると、結婚と同時に辞められる方が多いですね。優秀な方が辞めていかれるので非常に残念です。

<座長>そうすると結婚したら離れ離れに住むというのではないわけですね。

<委員>あまりないですね。やはり、男性の意向が強いところがやはり。

<座長>昨今は、そのような形で職を失うことは、かなりのリスクを背負うことにはなりますが。

<委員>面接していても、女性の方は非常に優秀な方が多いです。だから、私どもも営業所や事務所で採用するのですが、本当に長く居ていただけたことがないです。非常に残念に思います。

<座長>同じ職場で結婚するとか、近場で通勤できるとかであれば。

<委員>そうであればいいのですが、私どもの事業所で言いますと、ほとんどの場合、学生時代に知り合った方同士で結婚されるとかというような方が多いです。

<座長>では、条例を受けとめる市民側からの意見として、条例はどのように受けとめられているのでしょうか。

<委員>私もまちづくり条例の時にこのような会に参加していたのですが、あの時はかなり数多くの会議を重ねて検討しました。それに比べると、今回は会議の回数が少なく、非常に驚いています。このスケジュールでは、事務局が出された案に意見を言うのが精一杯かと思っています。まちづくり条例は、八尾でどのようにしてまちづくりをすすめるかというプログラムを組むということになっていたもので、八尾のまちづくりをどうするかというような議論が行われました。

今回の男女共同参画に関わる条例は、世界の条約みたいなものがあって、国にも基本法があって、大阪府も条例をつくっていて、そのうえにさらに改めて八尾市でも男女共同参画の励みにと条例を作って、意味があるのか、とちょっと思います。世界で批准している男女平等の条約を、八尾市でもさらに確認するという方向性や、八尾市のスタンスを示すという趣旨は大事だと思います。要は、男女共同参画の趣旨を、さらに八尾で徹底するための決意というか、八尾市の思いを発信する条例にしたいなということです。とりあえず国が地方自治体でも作れということで、それを受けて作ると

いうことに終始してしまうのは、つまらない感じがします。具体的に縛るものについては、計画で、何年以内に何%女性委員を増やすなど示されています。条例では、八尾市はこういう分野での男女共同参画については特徴的・重点的に力を入れて頑張っていく、例えば、自治振興の分野では本当に男女共同参画でまちづくりが行われる、そのような町を目指す、という姿勢を発信したいものです。そのためには、各町会の自治振興委員や町会長さんが男性任せになるような仕組みにしないというようなことを条例で規定していけたらと思っています。八尾市の町会長さんの半分は女性であり、これは条例で定められているからというような何か特徴的なもの、あるいは、八尾市は農業人口が多いとすれば、その農業の後継者は、以前は長男や息子となっていたが、女性農業従事者の拡大に向けて、特段の何か施策を打つという、八尾市の特徴的なものを条例でうたっていくのであれば、また八尾市で条例をつくる意味が見えてくるのではないかと思います。でなければ、国の法律があつて、大阪府の条例があつて、それをまた同じように受けて、八尾市でも同様に男女共同参画に向けて精いっぱい市民も協力して頑張りましょうというような、理念条例に終始すると、それはもともと国や府で既に決まっていることではないのか、まだ必要なかということになるのではないかと思います。

〈座 長〉例えば自治振興と共同参画はすごくリンクしているとか、農業振興と共同参画が非常にリンクしているというようなことが、八尾の特徴であるとしたら、それを条例に書きたいという場合には、「市民の責務」というところに書いていけばいいと思います。また、他の市の例ですが、例えば「教育関係者の責務」と、一つ独立した条文に分けて書いてある市もあります。「市民の責務」、「事業者の責務」、それに加えて、「教育者の責務」というような形で、少し力点を置きたいところを加えていくという方法もあるわけですね。

自治振興あるいは農村人口は何割ぐらいおられるのか分かりませんが、そこら辺にも思いを広げて条例に盛り込むこともできますよね。そうすると、八尾の特色が出てくるかなと思います。農業従事者は、かなりおられるのですか。

〈事務局〉農業者の人口は、府下でも有数というふうに言われていますが、就業人口の中の専業農業人口はものすごく少なく、今はもう200人を切っているかと思います。

また、山手の方は、花の産地で歴史が古く、そこでも後継者がおられます。今の時期では、枝豆や若ごぼうが大阪府下では第1位となっています。かなり高齢化が進んでいます、そういうところのご家庭は、二世帯とか三世帯家族ですので、農業従事者の世帯としたら世帯数はかなり多くなりますが、従事者は高齢化が進んでいるというのが現状です。きちんとした数字はまた次回にご報告させていただきます。

〈座 長〉例えば組合形式や農業法人というような形で事業継承をやっていく、あるいは地域の活性化を個人ではできないから地域や町としてやっていくというような形態も、当然、これから考えていかないといけないし、要望も強いと思います。

そのようなことを進める中で「共同参画」を広めていくことができるのではないかと思います。

〈委 員〉例えば有機野菜の販売で、「私たちがつくった枝豆です。私たちがつくった若ごぼう

です」と掲載される時に、そのほとんどが男性です。この先、先駆的に何かやっているとけるシステムに目をつけられたら、八尾はそういうことから始めたのかと言うようなことができると思います。

〈座長〉それは不可能じゃないですよ。 「市民の責務」がこの条例の中ではどういう形になるか分かりませんが、入れていけるのではないのでしょうか。

〈事務局〉先ほどの農業従事者の統計データが出てまいりましたので、報告させていただきます。実は先ほどの数字は過去のものでしたので、最新の2008年の八尾の統計から報告させていただきます。実数は統計の加減で平成17年データになっていますが、農家数が1,243戸。そのうちの販売農家は、433戸。残りの810戸が自給的農家です。一次産業人口は1,181人となっております。

〈委員〉農業従事者は、実際に農産物を売りに行くのは男の人かもしれないけれど、携わっているのはおばあちゃんや奥さんのように女性が多いと思います。やはり実際に携わっている人に光が当たってないなと思います。

男女共同参画の条例を作ろうというのは、こういうところに光を当てようということですね。

### **案件3 条例案について**

〈座長〉それでは、案件3について事務局から説明をお願いします。

〈事務局〉プランは、市が市民の方の御意見をうかがいながらこういうようなことをやっていきますと、市から市民の方に向けて計画を約束しているというイメージのものです。しかし、これから、皆さんにご検討いただく条例の内容は、八尾市の市・市民みんなで努めていくもので、最終的には選挙で選ばれた議員の方々にご検討いただいて、議決をいただかないと制定できないというものです。

〈委員〉質問ですが、条例には違反というか、ペナルティー的なことは科せられるのでしょうか。条例にしても、そこまでは規制しないですよ。条例は精神というか、あるべき姿を規定するのです。

女性の進出が阻まれていたり、明らかに不当であるということであればそういうことをしなければならないと思うのですが。

自治振興委員会などでは、女性が出にくい状況がまだまだあると思うのです。男性が意識的に女性の頭を押さえているということではなくて、女性が男性並みに参加できない状況が未だあります。改善しないといけないこともあります。女性が出て来られるのを押え付けているわけではなくて、我々男性も代わってほしいわけ。そういう状況を考えないで条例を作ってしまうと、「この条例何や」ということになりかねないと思います。例えばPTAでも、以前は男性の方が多かったのですが、今は逆に女性の役員さんが多くなっています。うちの地元でも、ここ二・三年、役員さんは女性が多いです。

そのときの状況によって変わっていくわけですが、子ども会とかもほとんど9割方が女性でしょう。意識的に押さえつけてやったわけではないので。条例になったら、ど

のようになるのかと思います。

<事務局>実は先ほどからいろいろ出ていますいわゆるまちづくり基本条例の時にも、条例の意義と条例の立て方で議論になりました。そういうことがあって、委員として参加していただいていた学識経験者の先生にご助言をいただいた経緯があります。

条例の性格や、条例の立て方も色々ございますし、他の八尾市の条例との整合性もございまして、我々事務局の方でも考え方をまとめさせていただき、先生にもご助言いただけるかと思っておりますので、その辺のご心配は大丈夫かと思っております。

<委員>条例は一種の法律って書いていますが、法律なんです。拘束力と書いてあるのは、やっぱり拘束力があるんですね。

<事務局>拘束力と言いましても、禁止事項は他市の条例を見てもあまりなく、「努めるものとする。」とか、「努めます。」という条文構成になっています。

ちなみに、自治振興委員会のお話がたびたび出ていますが、本市の自治振興委員の約16%が女性の委員であり、府下では高い数字となっています。また、小学校・幼稚園のPTAや子ども会の会長さんはほとんど女性になっておられ、民生委員児童委員協議会は、ほぼ女性と男性が半々となっています。町会の事情もあるかと思っておりますが、大阪府下では共同参画が進んでいるほうだと思います。

<委員>国あるいは世界の条約や法律であれば、目標ぐらいにしか受け止めないと思うのですが、八尾市の条例というのであれば、かなり身近に感じます。

八尾市がこう決めている、これはそうしなければならぬんだというような相当プレッシャーがかかります。なので、条例をつくるにはかなり慎重にやらなくてはならないと思います。

<委員>先ほどから、自治振興委員会のことが話題になっていますが、子ども連れでは会議に参加しにくいといった実情があります。誰もが出席しやすいような組織というか、環境を整えていくのは必要ではないかと思っております。あの人に任せておけばいい、あの人ならやってくれるはずと言って任せきりにするのを、共同参画条例で協力して共同して進めていくというように浸透させていければいいのではないかと思っております。

また、この「やお女と男のはつらつプラン」の名称は、なぜ「女」が先なのかなと思われました。言葉というのは、やはり最初のイメージがあるので、条例をつくるにしてもやはり言葉は大事にしなければならないと思います。

<事務局>通常、男女というと「男」が前に来るのですが、ひっくり返すことによって、インパクトがあるのではないかと敢えて「女」を前にして付けた名前です。

<座長>子ども連れでも参加できやすい環境を整えていくというようなことを、この条例に入れるとした場合は、どのような内容になるのでしょうか。既にプランでは位置づけてありますよね。

<委員>参加するときに、保育士さんがいるとか、そこへ連れて行っても子どもを遊ばせながら横で会議ができるというような環境があれば参加しやすいと思うのです。

PTAは子どもが学校に行っている間に活動をするからいいのですが、それでも幼稚園以下の子どもを連れていくのはやはり無理があります。

授業参観に行けば、お互いにお母さん同士のつながりもできるし、先生とのつながり

もできるし、子どもたちの姿も見ることもできるのに会社を休んでまでは行けません。会社側にも「授業参観なんて、そんなもの行かんでもいい。」という雰囲気もあります。昔は、親が勤めていても、おじいちゃんやおばあちゃんがいて預かってあげるから行っておいでというような環境があったのですが、今は核家族になってそのような状況は少ないと思います。

そういうところにも、この条例を考える際に、ちょっと目を向けられたら、男女が共同で参加しやすくなるのではないかと思います。

〈委員〉それは、もう既に実践しています。例えば福祉委員会が、子育て支援という形で、幼稚園に行って、子どもの面倒をみています。表現は悪いけど「子守り」というか。私も始めは「何でこんなことするの？」と思ったけれど、子育ての助言もすることがあって、八尾市全体まではまだまだ浸透してないけれども、広めていくことは良いことだと思います。

〈委員〉この会議の冒頭で、「この会議は原則公開です。」と言われたし、このような会議の委員には必ず公募委員を入れなければならないことになっていますが、これは八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例に規定されているからです。

同様に、男女共同参画条例ができたなら、行政が主催する行事には一時保育をつける、そして八尾市内の法人企業その他任意団体が会議を開く時には、基本的には一時保育をつける、例えば市議会の傍聴にも保育を付ける、というようなことができればいいのかと思います。

〈委員〉条例がうまく機能するようになったらいいなと思うし、この条例ができたことによって環境づくりで進めばいいなと思います。

あるべき姿というものを条例として、あまり規制しないで、人間が大切にされるような大きい条例をつくっていただければと思います。

みんなが幸せになれるような、そんなものを作れたらと思います。

〈座長〉「暮らしやすい」という中に「共同参画」とか、「子育てしやすい」とか、あるいは「老後を暮らしやすい」とか、そういうものが含まれていると思います。

条例の前文には少しそういうことも謳っておいて、まちづくり条例などで具体的にあるものについては、どこまで入れられるのか分かりませんが、「市の責務」あるいは「市民の役割」、「事業者の役割」のところでどれぐらい入れられるかという具合に検討していけば、多分カバーできるのではないかと思います。

本日は、事務局でほかの条例も用意していただいておりますが、これは大阪府の条例ですか。

〈事務局〉これは、大阪府の条例と国の基本法と対比させたものです。

添付資料：男女共同参画社会基本法と大阪府男女共同参画推進条例の比較表 説明

各々の地域の事情がありますので、全く同じ条例がどこの市でも作られるというわけではなく、そこの市が力を入れたい、頑張りたいと思う部分が条例では特徴として膨らんでいくと思います。

前文は、条例全体の顔のようなものですので、どうしてこの条例をつくることになったのか、この条例でどのようなことを目指しているのかというようなことを冒頭に述べます。先ほどからの皆さんのご意見にありましたように、誰もが参加、参画しやすい状態をつくっていくことが大事であるというようなことを入れながら前文をつくっていくことになろうかと思えます。配付資料の最後に、前文の骨子と、条例の目的の例文を付けさせていただいていますので、次回からはこのような例文をもとに検討してまいりたいと思えます。

〈座 長〉本日は時間がないので、この骨子と目的は、お持ち帰りいただいて、今日は、条例とはどのようなものなのか、今までの流れと八尾市の現状など、非常に貴重な御意見をいただいたので、それも踏まえた形で、そういう思いがこの骨子と目的に入れられるかどうかを検討し、また次回に御意見をお聞きして、さらに検討を深めていくことにしましょう。

〈委 員〉事務局にお願いがあるのですが、一つは関係する条例で、既にできているもので例えば、「人権尊重の社会づくり条例」や「市民参画と協働のまちづくり基本条例」を全文ご用意いただければと思います。それから、本日議論のありました子育て支援関係の計画など、資料として出していただければと思います。他のところで決まっているのであれば、あえてここで決める必要はないので。

〈委 員〉本日の会議では、「条例ってどのような感じのものなのか」ということが結構共通した議論だったと思います。府下でも市レベルで条例をつくっているところがありますので、他の市がどのような形で作っているのか、それをちょっとのぞいてみるのも、八尾市の条例をつくるにあたって大いに参考になるのではないのでしょうか。できれば、そのような資料もお付けいただければと思います。また、八尾市に関わるすべての人のための大切な条例になりますので、何か統計的なもの、今日も農業に従事されている方の人数が出てきましたが、例えば八尾市の高齢化率や少子化率はどれぐらいなのかなど、データを踏まえながら検討を進めると、八尾市民の方にとってすごく支えになるような条例になるのかと思えます。

〈委 員〉男女共同参画条例は、大阪府内では堺市、池田市、大阪市など15市において制定されています。それで、我々が委員として、責務として、本当は全部、大阪府下だけではなしに全国の特徴的な男女共同参画条例を見て検討するのが良いと思うのですが、正直なところなかなか難しいので、各市の条例の特徴的なことが分かるものがあれば良いかと思えます。「高槻市はこんなん入ってる。」「枚方市はこんなん入ってるけど、これが入ることによって意見が分かれる」というようなことが分かれば良いと思えます。

もう一つは、今日は棚上げになりましたが、次回には是非検討・議論をしていただきたいと思えますが、前文の中に男女の役割を固定化しない考え方とか、固定的に考えるということが謳ってあるのですが、いろいろな議論を見ると、男女の役割といった時に、「男女には役割がある」、要は自然人として、人間としてのオス・メスという意味での役割と、社会的役割とをきっちりと分けて考えなければならない時がありますので、ここで単に男女の役割を固定しないというように言い切ってしまうと、そ

ういう議論にまた巻き込まれたり、その議論に終始したりする可能性があるので、それは注目していかなければならないと思います。

最後に、目的の案文の中で「市、市民（外国人市民を含む）」と入れてありますが、この「外国人市民を含む」という書き込みがなければ、「市民」って書いたときに外国人市民も含んでないのかという考え方にもなるので、ここで、括弧書きで入れなければならないというのはおかしいのではないかと思います。

#### **案件4** その他

〈座長〉事務局の方から今後の会議の日程についてお願いします。

〈事務局〉初回にもかかわらず、本当にたくさんの意見をいただきまして、ありがとうございます。時間の限られている会議だけに、できるだけ密度の高い議論をお願いできたらと思っております。

必要な資料やデータ、図書等がありましたら何なりと事務局にご注文下さい。

また難しくて分かりにくいところがありましたら、いつでもご連絡下さればご説明にあがります。次回の会議は7月9日木曜日、午前10時からとなっておりますので、一週間前くらいに今日ご指摘いただいた資料をご案内とともにお届けします。これにて閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上

## 別紙

### (委員)

細見	三英子	座長
関根	聴	副座長
西田	幸介	委員
中西	啓詞	委員
二宮	久子	委員
小松	照明	委員
眞鍋	トミエ	委員
大中	美子	委員
柏本	景司	委員
土本	晶美	委員

### (事務局)

田中	清	人権文化ふれあい部長
松村	節子	人権文化ふれあい部次長
万代	辰司	人権文化ふれあい部次長兼課長
中山	寛規	人権政策課男女共同参画推進係係長
北野	智恵子	人権政策課男女共同参画推進係副主査

### 資料 ・ 次第

- ・ 八尾市男女共同参画推進にかかる条例検討委員名簿
- ・ 八尾市男女共同参画推進条例検討委員 設置要綱
- ・ 八尾市男女共同参画推進条例検討委員の会 運営要綱
- ・ 男女共同参画推進にかかる条例検討スケジュール (案)
- ・ (仮称) 八尾市男女共同参画推進条例 検討方針

### 参考資料

- 男女共同参画社会基本法と大阪府男女共同参画推進条例の比較表
- 第2次 やお女と男のはつらっプラン (H21.3)
- 第2次 やお女と男のはつらっプラン 概要版 (H21.3)
- 男女共同参画についての市民意識調査報告書 (H20.3)
- 男女共同参画についての市民意識調査報告書 概要版 (H20.3)